

平成28年度 まちづくり提案制度
「松山市市民活動推進補助金（次世代育成支援事業分）」募集要領

松山市では、市民活動を推進するため、「松山市市民活動推進条例」に基づいて「松山市市民活動推進基金」を設置し、市民の皆様から寄せられた寄付金を活用して、NPOの活動に対する助成を行います。

1. 応募団体の要件

本市に在住または通学している児童、生徒または学生で構成する3人以上の団体。

団体には20歳以上の方が2人以上必要です。いない場合は、構成員の3人と別に、20歳以上の責任者及び監査人が各1人必要です。

※責任者は、事業全般について責任を負う人をいいます。監査人は補助金が適切に支出されているか等、会計の確認をする人をいいます。

※同一世帯（家族）のみで構成しないでください。

※学生であることの証明となるものをご提出いただくことがあります。

2. 補助の対象となる事業

平成28年7月1日から平成29年3月31日までに実施される事業であること。

※主な活動地域が松山市であり、公益性があるまちづくり活動等であれば、テーマは制限しません。

※市の他の制度により補助金の交付やその他の助成を受けている事業は、補助対象となりません。

3. 補助金額等

【世代区分及び補助金額】

| 区分 | 対象 | 補助率 | 補助額 |
|------|---------------------|---------|--------|
| 小学生 | 小学生が過半数を占める団体 | 対象経費の全額 | 上限5万円 |
| 中高生 | 中学生または高校生が過半数を占める団体 | 対象経費の全額 | 上限10万円 |
| 大学生等 | その他大学生等が過半数を占める団体 | 対象経費の全額 | 上限15万円 |

※補助金は全額前払いとします。

※ただし、同一世代の構成員が全体の過半数に満たない場合は、小学生、中高生または大学生のうちから代表者（申込書P.1(2)の学生リーダーにあたる人）を定め、代表者の属する区分の団体とします。

【補助対象経費について】

| 区 分 | 経 費 の 種 類 |
|----------|--|
| 報 償 費 | 講師・専門家等への謝礼等（講師名（未定の場合は「大学教授」「企業関係者」「専門家」等の想定）を明記すること・講師本人分のみ）、調査・研究等に係る報償費等 |
| 旅 費 | 交通費（旅程と運賃を明記すること）、通行料、宿泊費等 |
| 需 用 費 | 消耗品費（単価1万円以内の文具や電気製品等）、印刷製本費、燃料費、修繕費等 |
| 役 務 費 | 通信運搬費、広告料、手数料、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車両・機器等の賃借料等 |
| 原 材 料 | 加工用原材料等 |
| その他の経費 | 市長が適当と認める経費 （例）補助事業実施のために短期に雇用するアルバイト代 団体構成員に対する報酬（補助事業に係る経費に限る）等 |

注) ※団体の運営維持のために要する経費、会合等飲食費、備品購入費、事務所等の借上料（団体の常設事務所）等の費用は、補助対象経費となりません。

※領収書等の証拠書類により用途が確認できない場合には、その経費は補助の対象に含めることができません。

※補助金の支払いにあたっては、領収書等のほか、帳簿等により経費の状況を確認することがあります。

【補助金交付の回数の制限】

1回限り。

なお、立ち上がり支援事業または成熟促進支援事業の補助金の交付を受けた団体は、次世代育成支援事業の補助金の交付を受けることができません。

4. 募集期間

平成28年4月1日（金）～5月16日（月）【当日消印有効】

5. 申込方法

記入例を参考に申込書に記入し、必要な書類を添えて、松山市市民部市民参画まちづくり課に郵送、または持参してください。申込書は、市民参画まちづくり課のHPから様式をダウンロードできますので、なるべくパソコンで作成してください。

<HPアドレス>

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/download/kurashi/sonota/jisedai_bosyu.html

★申込書等は返却しません。

★締切日は申込が集中することが予想されます。書類に不備がある場合等は、補正をお願いすることがありますので、余裕を持ってお申し込みください。

6. 選考審査及び決定

後日、公開プレゼンテーションによる審査を行います。

補助は、寄付者や学生審査員等の意見を参考に、有識者等で構成する「松山市市民活動推進委員会」による審査を経て、市長が決定します。

※審査の日程等については改めてお知らせします。

※審査結果については応募団体に文書で通知するほか、広報まつやま、市HP等で公開します。

審査の際には、下記の審査項目について総合的に採点を行います。

| 審査項目 | 内 容 |
|--------|--|
| 公 益 性 | 不特定多数の人の利益に供し、その事業は地域への還元性があるか。 (将来の可能性を含め)社会的に必要な活動であるか。 |
| 効 果 | 事業の目的を達成する効果が期待できるか。 |
| 計 画 性 | 事業計画、予算、人材確保、スケジュール等の計画が正確に立てられているか。 |
| 参画・連携性 | 多くの市民の参加が見込まれる内容であるか。 または、他の団体と連携して行われる内容であるか。 |
| 支援の妥当性 | 補助金を支給することにより、団体・参加する人たちの人材の育成につながるか。 まちづくり等に関わるきっかけになるか。 |

7. その他

- 補助金の交付を受けることになった場合は、松山市NPO登録をしていただきます。
- 補助金の交付を受けた事業については、団体が直接実施すること。通訳や写真撮影、会場音響等専門性の高い一部の業務・作業を委託する以外、いわゆる事業の丸投げや大半を他の団体等に委託することは認められません。
- 補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、申請書、報告書その他に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。
- 事業の実施にあたり、当初の計画を変更する場合、変更申請が必要になる場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、事前に市民参画まちづくり課にご相談ください。
- 補助金の交付を受けた団体については、補助対象事業の終了後、事業報告会等で事業内容を報告していただくほか、広報等へのご協力をいただくことがあります。
- 補助金の申込書等この補助金に関する書類は、保護すべき個人情報を除き、PDF形式により松山市ホームページ上での公開を予定しています。また、決算書・事業報告書等この補助金を受けて実施する事業に関し市に提出された書類についても同様に公開を予定しています。
- 事業実施後、実績報告書の提出の際、別に定める自己評価書を提出いただきます。
- 補助金の交付に当たっては、この要領に記載された事項のほか、松山市市民活動推進補助金交付要綱及び松山市補助金等交付規則に定める事項を守っていただきます。

お問い合わせ先

松山市 市民部 市民参画まちづくり課（市役所本館9階）
市民活動推進担当（担当：大石・中村・大野）
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
電 話 089-948-6330
FAX 089-934-3157
E-mail siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp